

審 査 基 準 整 理 票

処 分 名	社会福祉連携推進法人の定款変更の認可		
根 拠 法 令 名	社会福祉法（昭和 2 6 年法律第 4 5 号）	（条項） 第 1 3 9 条第 1 項	
基 準 法 令 名		（条項）	
所 管 部 署	健康福祉部 福祉指導監査課 法人・こどもグループ		
標 準 処 理 期 間	3 0 日	法 定 処 理 期 間	— 日
【審査基準】 ・文書の名称【社会福祉連携推進法人の認定等について（令和 3 年 1 1 月 1 2 日付け社援発 1 1 1 2 第 1 号厚生労働省 社会・援護局長名通知） 】 ・掲載図書等【 】 ・内容 ☐全部記載 ☒一部・項目のみ記載 [社会福祉法人の設立の認可に係る審査基準] 本承認に係る審査基準は、社会福祉連携推進法人の認定等について（令和 3 年 1 1 月 1 2 日付け社援発 1 1 1 2 第 1 号厚生労働省 社会・援護局長名通知） のとおりとする。 [社会福祉法第 1 3 9 条第 1 項] 定款の変更（厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）は、社会福祉連携推進認定をした所轄庁（以下この章において「認定所轄庁」という。）の認可を受けなければ、その効力を生じない。			

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。